

令和 年度(令和 年分) 特別区民税・都民税申告書  
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等申告書)



台東区長宛

令和 年 月 日 提出

該当年度1月1日 時点の住所	台東区		
現住所	(現住所が上記住所と異なる場合)		
フリガナ		電話番号	
氏名		生年月日	年 月 日
申告代理者			
氏名		連絡先	TEL

1. 確定申告をした(予定を含む)上場株式等の所得金額等を記入してください。

		住民税配当割額・ 株式等譲渡所得割額	
上場株式等の譲渡所得(損益通算後)		円	円
上場株式等の配当所得等 (損益通算後)	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円

2. 上場株式等の所得に関する課税方式について、下記の(1)～(4)いずれか該当する箇所に  
✓(チェック)を入れてください。また、(3)(4)を選択する場合は、所得金額もご記入ください。

- (1) 申告不要を選択します。(確定申告書で全て申告不要とした場合、提出の必要はありません)
- (2) 所得税と同一の課税方式を選択します。
- (3) 下の表のとおり申告します。※銘柄・口座等ごとに細かく申告する方は(4)を選択してください

	申告不要	分離課税	総合課税
上場株式等の譲渡所得等	円	円	選択できません
上場株式等の配当所得	円	円	円
特定公社債等の利子所得	円	円	選択できません

- (4) 銘柄・証券口座等ごとに異なる課税方式を選択します。(明細をご記入ください)

①上場株式等の譲渡所得等について

住民税での課税方式	銘柄・証券口座名等	所得金額	株式等譲渡所得割額
<input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円
<input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円
<input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円

②上場株式等の配当所得・特定公社債等の利子所得について

住民税での課税方式	銘柄・証券口座名等	所得金額	配当割額
<input type="checkbox"/> 総合 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円
<input type="checkbox"/> 総合 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円
<input type="checkbox"/> 総合 <input type="checkbox"/> 分離 <input type="checkbox"/> 申告不要		円	円

整理番号

### 3. 住民税で適用可能な繰越控除の金額

損失の生じた年	前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
____年分 (3年前)	④ 円	⑤ (上場株式等譲渡所得等の金額から差し引く金額) 円 ⑥ (分離課税配当所得等から差し引く金額) 円	譲渡損失の金額を本年度以降に繰り越すことはできません
____年分 (2年前)	⑦ 円	⑧ (上場株式等譲渡所得等の金額から差し引く金額) 円 ⑨ (分離課税配当所得等から差し引く金額) 円	
____年分 (前年)	⑩ 円	⑪ (上場株式等譲渡所得等の金額から差し引く金額) 円 ⑫ (分離課税配当所得等から差し引く金額) 円	
本年度分の上場株式等譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		⑬ (⑤+⑧+⑪) 円	
本年度分の配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		⑭ (⑥+⑨+⑫) 円	
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (本年度分上場株式等の譲渡損失の額+⑬+⑭)			⑮ 円

※前年度以前に所得税と住民税で異なる課税方式を選択された方は、住民税で適用可能な繰越控除額が所得税と異なる場合があります。

#### < 記入・提出にあたっての注意事項 >

- 対象となる上場株式等の譲渡所得等・配当所得等については、あらかじめ20.315%（復興特別所得税分含む所得税15.315%と住民税5%の合計）の税率で特別徴収されているものとなります。上場株式等以外の配当所得（所得税の源泉徴収が20.42%のもの）は、総合課税での課税となりますので課税方式の選択はできません。
- 一般口座や簡易申告口座（源泉徴収なしの特定口座）で取引した上場株式等の譲渡所得等は、申告不要を選択できません。
- 申告不要制度を選択した場合は、配当控除及び配当割額・譲渡割額の控除の適用はありません。
- 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等・配当所得等については、それぞれの所得ごとに申告方式の選択をすることができますが、その口座内で上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算された配当所得等がある場合は、一方の所得のみを申告不要とすることは出来ません。
- 本書の記入誤りなどにより上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。また、税務署等への資料の確認により、本書の内容を反映するのに時間がかかる場合があります。
- 本年度の申告において、損益通算後に翌年度以降へ繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額のある場合や前年度以前から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額より控除する金額のある場合は、「3. 住民税で適用可能な繰越控除の金額」の各欄にも記入してください。
- その年度に申告する上場株式等の譲渡所得等・配当所得等がない場合でも、翌年度以降に繰り越す上場株式等の譲渡損失の金額のある場合でその繰り越す金額が所得税と異なる場合や確定申告で繰越控除の申告をされない場合は、この申告書を申告期限日までにご提出いただく必要があります。
- 台東区ホームページに記入例を掲載しておりますのでご活用ください。

◆源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等・配当所得等を申告する場合は、確定申告書やこの申告書をご提出いただく必要があります。確定申告書の本人控えと年間取引報告書等の写しを添付のうえ、該当年度の申告期限までにご提出ください。

※納税通知書が送達されるまでの間に提出されたものは有効となります。